



人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取組を行う事業主、
所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした事業主に対して助成されます！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

【機器等導入助成】 次の1～4のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること
2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること
3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること
4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと
 - （1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、
テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること
 - （2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が
週平均1回以上テレワークを実施すること

【目標達成助成】 次の1～2のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. 離職率に係る目標の達成
 - （1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、
計画時離職率以下であること
 - （2）評価時離職率が30%以下であること
2. 評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上
テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を
経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の
労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

受給内容

【機器等導入助成】

支給対象となる経費の30%

【目標達成助成】

支給対象となる経費の20%＜35%＞

※ただし以下の①・②いずれか低い方の金額を上限とする

①1企業あたり100万円

②テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

※＜ ＞内は生産性要件を満たす場合

取り扱い機関

都道府県労働局